

第51号議案

ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例

ふじみ野市手数料条例（平成17年ふじみ野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号及び同条第3項中「別表40の項から57の項まで」を「別表39の項から56の項まで」に改める。

別表8の項を削り、同表9の項手数料を徴収する事務の欄を次のように改める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 天災、市等の過失その他自己の責めに帰することのできない事由により紛失し、焼失し、若しくは損傷した場合又は機能が損なわれた場合
- (2) 追記欄の余白がなくなった場合
- (3) 有効期間が満了する日までの期間が3月未満となった場合
- (4) 個人番号又は住民票コードを変更した場合
- (5) 市等の過失により誤って交付された場合
- (6) 国外転出により返納した場合
- (7) 記載事項の変更（性別又は特別養子縁組による氏の変更に限る。）により返納した場合

別表中9の項を8の項とし、10の項から63の項までを1項ずつ繰り上げ、同表64の項中「40の項」を「39の項」に、「41の項」を「40の項」に改め、同項を同表63の項とし、同表65の項中「40の項」を「39の項」に、「41の項」を「40の項」に改め、同項を同表64の項とし、同表66の項中「40の項」を「39の項」に、「41の項」を「40の項」に改め、同項を同表65の項とし、同表67の項中「40の項」を「39の項」に、「41の項」を「40の項」に、「68の項第1号イ」を「67の項第1号イ」に改め、同項を同表66の項とし、同表68の項を同表67の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）の施行に伴い、通知カードが廃止されるため、ふじみ野市手数料条例の一部を改正したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。